

鳥取市強度行動障がい児者サービス体験利用等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市強度行動障がい児者サービス体験利用等促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、鳥取市が障害福祉サービスの支給決定する対象になる強度行動障がい児者の障害福祉サービスの新規利用に際し、実際のサービス利用開始までに長時間をかけて環境への適応を行うための環境を整えることにより、円滑な地域生活を送ることができる支援体制の整備を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、「強度行動障がい児者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第21条における障害支援区分(以下「区分」という。)の認定における行動関連項目(12項目)の合計が10点以上の者とする。ただし、18歳未満の者にあっては、これに相当する者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、鳥取県強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業補助金交付要綱(令和5年3月7日付け第202200292440号鳥取県福祉保健部長通知)及び鳥取県強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業実施要綱(令和5年3月7日付け第202200292441号鳥取県福祉保健部長通知)に基づく別表第1項に掲げる事業のうち、同表第2項に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を行う別表第3項に掲げる者とする。

(補助事業期間)

第6条 補助対象事業は、原則として補助対象事業のサービスを体験的に利用する強度行動障がい児者(以下「支援対象者」という。)が当該事業所において初めて当該事業の利用を開始した日から1年が経過する日まで利用できる。

(設備要件)

第7条 補助対象者は、事前に支援対象者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、支援に必要なコミュニケーションツールを用意するなど、適切な支援を行う

ために必要な設備を有すること。

- 2 支援対象者の居室は、支援対象者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等に配慮したものとする。特に、別表第1項第2号の事業を行う場合における支援対象者の居室は、原則として個室とすること。

(人員・支援に関する要件等)

第8条 補助対象者は、協力医療機関と連携し、医療に関する相当の備えを行うこと。

- 2 支援対象者の支援に当たっては、強度行動障がい児者の援助を行うために必要な知識及び経験を有する従事者が、事前に支援対象者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集した上で、適切な支援を行うこと。
- 3 補助対象者は、日中の時間帯においては、常時1対1相当の人員配置で支援対象者の支援を行うことが望ましい。
- 4 補助対象者は、本事業の実施に当たり、支援対象者及びその関係者等との間で協議の上、必要に応じて、総合補償保険の加入等について検討すること。

(補助金の額の算定)

第9条 本補助金は、別表第4項に定める算定方法で算出した金額（10円未満の端数については、これを切り捨てる。）で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第11条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第12条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第13条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告の時期等)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第5条、第7条、第9条関係）

1 補助対象事業	鳥取市強度行動障がい児者サービス体験利用等促進事業 補助対象者が、次の各号のいずれかの内容により、支援対象者を支援する事業とする。 (1) 日中支援体験事業 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護（見守りを含む。）、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う支援を提供するもの。 (2) 宿泊支援体験事業 主として夜間、深夜及び早朝において前号と同様の支援を提供するもの。ただし、支援時間は宿泊日の午後6時から翌日の午前8時までとし、この前後の時間で連続して事業所内で支援を行った場合は、当該前後の時間の支援については、日中支援体験事業を利用しているものとみなす。 法第5条第17項に掲げる共同生活援助事業所については、宿泊支援体験事業を実施する場合は本事業の対象としない。ただし、同事業所に併設する短期入所事業所についてはこの限りではない。
2 補助対象事業の要件	補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。 (1) 施設入所中又は入院中の支援対象者に対して支援を提供する場合 (2) 通常、宿泊を前提とするサービス提供形態でサービスを日帰りで体験利用する場合など、サービス利用方法の特性上、法が規定するサービス形態とは異なる形で支援対象者に対してサービスを提供する場合で、事業者が法第29条に掲げる給付費を受け取ることができない場合 (3) その他特別な事由により、前2号に掲げる場合に準ずるものと認められる場合
3 補助対象者	鳥取県内に所在し、法第29条に規定する指定障害福祉サービス又は指定障害者支援施設を運営する社会福祉法人等のうち、強度行動障がい児者を支援する者
4 補助基準額	補助対象者が実施する補助事業について、以下の単価で計算した額の総額 (1) 日中支援体験事業 ・ 支援時間が2時間未満の場合・・・4,000円 ・ 支援時間が2時間以上2時間30分未満の場合・・・4,750円 以後、支援時間が30分増すごとに750円を加算する。ただし1日につき13,000円を上限とする。 (2) 宿泊支援体験事業 ・ 1泊につき・・・7,000円